○**文部科学省告示第百十二号**

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（**考古資料の部**）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
三重県宝塚一号墳出土品 一、埴輪船　一点 一、埴輪　百十九点 （以上造り出し出土） 一、埴輪　五十点 （以上墳丘出土） 附　埴輪　九十点 土器・土製品　十一点 （以上包含層出土）	平成十八年文部科学省告示第七十九号	三重県宝塚一号墳出土品 一、埴輪船　一点 一、埴輪　百十九点 （以上造り出し出土） 一、埴輪　五十点 （以上墳丘出土） 附　埴輪　九十五点 土器・土製品　十一点 （以上包含層出土）	松阪市（松阪市文化財センター保管）	三重県松阪市殿町一三四〇―一

○**文部科学省告示第百十三号**

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（**歴史資料の部**）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
石黒信由関係資料 一、著述稿本類　二百五十七点 一、文書、記録類　二千四百五点 一、地図類　千九十八点 一、測量器具類　四点 附　石黒信由像（絹本著色）　一幅 表**褙**天保十四年河野通義識語	平成十年文部省告示第百十三号	石黒信由関係資料 一、著述稿本類　二百五十七点 一、文書、記録類　二千四百五点 一、地図類　千九十七点 一、測量器具類　四点 附　石黒信由像（絹本著色）　一幅 表**褙**天保十四年河野通義識語	財団法人高樹会	富山県射水市鏡宮二九九

○**文部科学省告示第百十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月二十七日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（**考古資料の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
本山彦一蒐集考古資料　一万八千九百四十五点	学校法人関西大学（関西大学博物館保管）	大阪府吹田市山手町三―三―三五

○**文部科学省告示第百十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年六月二十七日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明